

議 案 第 73 号

松戸市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

学校教育法施行令の改正に伴い、障害のある児童生徒等の就学先の決定に関する手続等が変更されたため。

## 松戸市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

松戸市心身障害児就学指導委員会条例（昭和54年松戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 松戸市教育支援委員会条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 障害又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児（以下「障害のある児童生徒等」という。）の就学及び教育的支援のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条中「教育委員会」を「松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「心身障害児の適切な就学指導及びこれに係る必要な」を「次に掲げる」に、「調査、審議」を「調査審議」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 障害のある児童生徒等の就学に関する事項
- (2) 障害のある児童生徒等の教育的支援に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

第3条の見出しを「（組織及び委員）」に改め、同条中「の各号」を削り、同条第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 特別支援学級設置校の校長、副校長又は教頭
- (3) 特別支援学級を担当する者
- (4) 医師
- (5) 学識経験を有する者

第3条に次の1号を加える。

- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松戸市中心身障害児就学指導委員会条例第3条の規定により委嘱され、又は任命されている松戸市中心身障害児就学指導委員会の委員は、この条例による改正後の松戸市教育支援委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定により委嘱され、又は任命された松戸市教育支援委員会の委員とみなす。

3 前項の規定により松戸市教育支援委員会の委員とみなされた者の任期は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、松戸市中心身障害児就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改める。

別表2中「松戸市中心身障害児就学指導委員会委員」を「松戸市教育支援委員会委員」に改める。